

(案)

令和 3 年度

和島地域コミュニティ検討委員会  
検討結果報告書

令和●年●月

和島地域コミュニティ推進検討委員会

## 目 次

1 はじめに	1
2 和島地域のコミュニティについて	1
(1) 現状と背景	
(2) これから地域コミュニティ	
3 検討結果の内容	2
(1) 地域コミュニティの組織体制について	
(2) 地域コミュニティの拠点施設について	
(3) 地域コミュニティの実施事業について	
4 おわりに	5

### ※ 付属資料

(1) 和島地域コミュニティ検討委員会の検討経過	6
(2) 和島地域コミュニティ協議会(仮称)組織図(案)	7
(3) 和島地域コミュニティ協議会(仮称)実施事業(案)	9
(4) 和島コミュニティセンター(仮称)に必要な機能	13
(5) 和島地域コミュニティ協議会(仮称)規約(案)	14
(6) 和島地域コミュニティ推進検討委員会開催要領	18
(7) 和島地域コミュニティ推進検討委員名簿	19

## 1 はじめに

### 【1 はじめに】

- 社会全体・地域の情勢
- 当報告書の概要
- 検討開始した経緯 ⇒平成 29 年和島地域委員会「今後の和島地域のコ  
ミュニティ推進に向けての提案」

…等について記載

令和●年●月

和島地域コミュニティ推進検討委員会

委員長 中 村 義 久

## 2 和島地域のコミュニティについて

### (1) 現状と課題

#### 【2(1) 現状と課題】

- 和島地域、及び和島地域コミュニティ活動に関する現状と課題
- 今後のコミュニティ推進のテーマとすべき課題

… 等について記載

### (2) これからの地域コミュニティ

#### 【2(2) これからの地域コミュニティ】

- “2(1)現状と課題”での内容を今後どうしていくべきか
- 今後のコミュニティ推進のテーマとすべき課題
- コミュニティ組織が今後推進していくべきコミュニティ活動のあり方

… 等について記載

## 3 検討結果の内容

#### 【3 検討結果の内容】

- これまでの検討委員会での検討、意見交換会での意見を元にした、和島地域の  
コミュニティ組織・コミュニティセンター、及びコミュニティ推進のあり方

…等について記載

和島地域でのコミュニティ組織・コミュニティセンターがどのようなものであるべきか、委員会の検討結果を以下に示します。

## (1) コミュニティ組織の組織体制について

協議会の組織構成と各機関の機能は、下記及び付属資料(1)のとおりとします。

- ・ 【3(1) コミュニティ組織の組織構成について】
- ・ 組織図を付属資料で示す他、組織の機関の構成や役割 …等について記載

### ①運営委員会

協議会に運営委員会をおき、協議会の運営方針、規約・規則、予算、全体の活動計画の他、重要な案件の決定を行います。

- 各専門部会の代表
- 和島小学校 P T A会長
- 北辰中学校 P T A会長
- 和島こども園保護者会長
- 長岡市消防団和島方面隊長
- 和島小学校長
- 北辰中学校長
- 和島こども園長
- 和島地区社会福祉協議会
- ・・・・・
- ・・・・・

### ②専門部会

協議会に各分野ごとに下記の4つの部会をおきます。各分野ごとに活動団体が参加し、協議会の活動・事業の企画・運営を中心的に行います。各部会の実施する事業として期待される内容は、付属資料(3)のとおりです。

- スポーツ部会
  - …スポーツ活動の振興、スポーツ活動の場の提供、及び生涯学習活動を通しての地域・世代間の交流促進・仲間づくり
- 文化部会
  - …文化・音楽活動の振興、文化・音楽活動の場の提供、及び生涯学習活動を通しての地域・世代間の交流促進・仲間づくり
- まちづくり部会
  - …地域内外・世代間の交流促進、安全・安心かつ過ごしやすい生活環境の実現、集落間・住民相互の協力、交通安全・防災・防犯意識の向上

## ■健康福祉部会

…健康づくり・食生活改善推進、高齢者交流と生きがいの場の提供、高齢者福祉の充実、子供の健全育成、子育て世代の交流の場の提供

## ③企画・調整委員会

部会テーマを横断する事業の企画の立案や、部会間の調整、運営委員会議案の作成を行うため、各部会の代表で構成する企画・調整委員会をおきます。

## ④広報委員

協議会に各部会の代表で構成する広報委員をおき、協議会活動等の情報発信を行います。

## ⑤会計監査

協議会の会計監査を行います。

## ⑥事務局

協議会・コミュニティセンター運営に関する庶務を行います。

## (2) 地域コミュニティの拠点施設について

- ・  
【3(2) 地域コミュニティ組織の拠点施設について】
  - コミュニティセンターに必要な機能(付属資料でも示す)
  - コミュニティセンターの場所 …等について記載

## (3) 地域コミュニティの実施事業について

- ・  
【3(3) 地域コミュニティ組織の拠点施設について】
  - コミュニティ組織、各部会で行う事業(付属資料でも示す)
  - コミュニティ組織、各部会で行う事業の考え方(※各活動団体の事業、市の事業等との住み分け) …等について記載

## 4 おわりに

- ・ 【4 おわりに】
  - 今後のコミュニティ推進の課題、期待すること
  - コミュニティの検討を経ての感想・まとめ
- ・ …等について記載

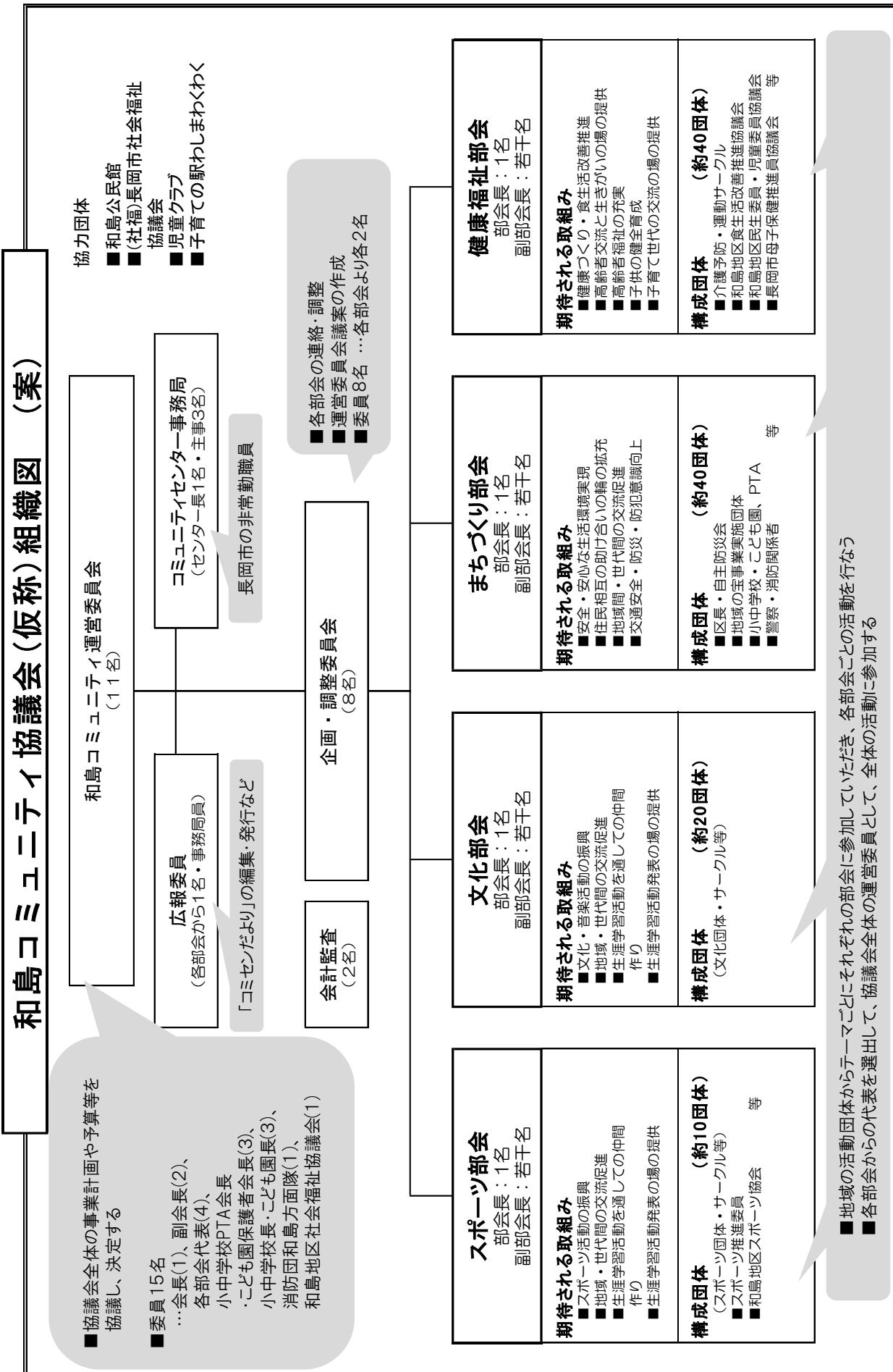
和島地域コミュニティ検討委員会検討結果報告書  
令和●年●月  
長岡市和島地域コミュニティ検討委員会  
(事務局) 長岡市和島支所地域振興・市民生活課

**付属資料（1）和島地域コミュニティ検討委員会の検討経過**

年月日	活動内容
H31. 3. 12	第1回コミュニティ検討委員会 ■検討委員会の設置
R 1. 7. 9	第2回コミュニティ検討委員会 ■正副委員長の選出、コミュニティ組織の構成についての検討
R 1. 9. 17	第3回コミュニティ検討委員会 ■他地域のコミュニティ組織の視察 (山本コミュニティ推進協議会・よいたコミュニティ協議会)
R 2. 1. 14	第4回コミュニティ検討委員会 ■コミュニティ組織の構成についての検討①(部会構成についての検討)
R 2. 3. 10	第5回コミュニティ検討委員会 ■コミュニティ組織の構成についての検討②(組織構成、委員数についての検討)
R 2. 8. 27 8. 31 9. 3	コミュニティ推進・コミュニティセンター設置に関する説明会 和島地域の活動団体等を対象に、長岡市のコミュニティ推進、和島地域でのこれまでの検討経過について説明する他、参加者アンケートの実施。(全4回開催、参加者88名)
R 2. 9. 24	第6回コミュニティ検討委員会 ■コミュニティ組織の構成についての検討③(組織構成、委員数についての検討) ■活動団体への説明会、意見交換会の開催についての検討
R 2. 10. 16	区長会議時に、全区長を対象に「コミュニティ協議会に関するアンケート」を実施
R 2. 12. 10 12. 12	コミュニティ組織等に関する説明会 和島地域の活動団体及び地域住民を対象に、講師を招いて「なぜコミュニティ組織が必要なのか、他の地域ではどのようなコミュニティ活動を行っているか」についての講話会を開催。(全2回開催、参加者78名)
R 3. 2. 1	コミュニティ検討委員会での検討経過についてのPRチラシを集落回覧
R 3. 3. 17	第7回コミュニティ検討委員会 ■コミュニティ組織の構成についての検討④ (組織構成、「部会横断的な機関」についての検討) ■コミュニティセンター施設についての検討①
R 3. 3. 31	コミュニティ検討委員会での検討経過についてのPRチラシを全戸配布
R 3. 4. 16	第8回コミュニティ検討委員会 ■コミュニティ組織の構成についての検討④(組織構成、運営委員会についての検討) ■活動団体の意見交換会についての検討①
R 3. 7. 20 7. 27 7. 29	コミュニティ組織等設立に向けた意見交換会(第1期) 和島地域の活動団体等を参考し、「各部会での活動内容」について外部ファシリテーターを招いてワークショップ形式で意見交換会を開催。(全3回開催、参加者61名)
R 3. 8. 5	第9回コミュニティ検討委員会 ■活動団体の意見交換会についての検討② ■コミュニティセンター施設についての検討② ■長岡市の「支所地域における今後のまちづくり」について経過説明を受ける

年月日	活動内容
R 3. 8. 23 8. 24 8. 26	コミュニティ組織等設立に向けた意見交換会（第2期） 和島地域の活動団体等を参考し、「各部会での活動内容」「コミュニティセンター施設の機能」について外部ファシリテーターを招いてワークショップ形式で意見交換会を開催。 (全3回開催、参加者58名)
R 3. 9. 28	第10回コミュニティ検討委員会 ■コミュニティセンター施設についての検討③ ■コミュニティ検討結果報告書についての検討① ■長岡市の「支所地域における今後のまちづくり(案)」について検討①
R 3.10. 4 10. 5 10. 6	コミュニティ組織等設立に向けた意見交換会（第3期） 和島地域の活動団体等を参考し、「各部会での活動内容」「コミュニティセンター施設の機能」について外部ファシリテーターを招いてワークショップ形式で意見交換会を開催。 (全3回開催、参加者**名)

## 付属資料（2）和島地域コミュニティ協議会(仮称)組織図



## 付属資料（3）和島地域コミュニティ協議会(仮称)実施事業(案)

### 部会で行う事業の案

…第1期(7月)・第2期(8月)の意見交換会の中で出された意見のまとめ

#### スポーツ部会

##### 運動会

- 全世代が一堂に会する運動会
- 小中学校・こども園と合同で実施する和島地域運動会

##### スポーツ大会

- 特化したスポーツ 綱引き等
- オープン参加の鬼ごっこ（『逃走中』的な）
- 個人でもスポーツが出来る大会、環境

##### スポーツ教室

(体験会)

- 小学生・未就学児の教室体験を合同実施（学校授業に）
- 少年教室の中で各団体の体験を盛り込む
- 剣道体験会
- 子供達の基礎的な運動能力向上教室  
(プロスポーツ体験)
- プロ指導会 プロの試合に招待する  
(指導者研修)
- スポーツ指導者研修会  
(合宿)
- 合宿（地域内外の団体）、強化練習の誘致  
(部活)
- 中学校の部活からクラブ移行への手引きを進める

##### 子供

- 子供が楽しく遊ぶ中にスポーツ要素を盛り込む
- トリムハイキング&宝探し
- 大人も子供も参加できる場
- 子供達が外で遊ぶことが出来る環境づくり

##### その他・他の部会とのコラボ等

(まつり)

- 納涼会、はちすば通りで20m流しそうめん  
(文化講座)
- 日本の歴史、世界の歴史シリーズの学習会

## **文化部会**

### **情報交換会**

- 文化部会参加団体の情報交換会 年に 2~3 回

### **生涯学習フェスティバル**

- 生涯学習フェスティバルで各教室の体験・初心者教室、紹介ブースの開催

- 生涯学習フェスティバルの企画・運営補助

### **敬老会**

- 敬老会に出演する団体の横の繋がり、情報交換

### **まつり・盆踊り**

- 盆踊り大会（オープン参加） よさこい流し
- 地域にある芸能の伝承
- 和島の総おどり作成、和島音頭アレンジ
- 集落ごとの舞の伝承

### **ミニ発表会**

- 2~3団体でコラボしてのミニ発表会
- 地域内の発表会・体験会等イベントスタンプラリー

### **文化教室・体験講座**

- DIY 教室
- 男の料理教室

### **子供**

- 子供と一緒にできる体験教室、運動、ゲーム
- 寺子屋（子供達に地域の大人が各種講座）

### **その他・他の部会とのコラボ等**

- (スポーツ)
- 運動会（子供達主催）

## まちづくり部会

### 地域内交流

- みんなが集まるイベント・ワークショップ
- 子供～お年寄りを繋げる世代の交流、小学校と高齢者施設との交流
- 集落間をつなぐ交流会
- 成人式、世代別成人式(20才・40才・60才)、同年代の交流、若者の意見交換会、嫁さんの集まり
- 隣近所との交流、隣近所との付き合いと助け合い、下駄ばきヘルパー（集落内の介護・安否確認）
- 健康ウォークラリー、花街道わしま・集落花壇を巡るウォーキング

### 地域外交流

- 移住促進、テレワーク受入
- お見合いの窓口設立

### 集落運営の情報交換・検討

- 地域役員の情報交換会
- 郷単位での取り組み、地域ブロックの再編成・統廃合についての検討
- 集落選出する役員を減らす、役員を広域で選出することについての検討
- 集落の世代交代、集落予算等の集落運営問題の情報交換・検討

### 環境

- 空き家の有効活用（みんなが集まる場所に改築）
- ウォーキングロードの整備、河川土手の整備、旧島崎川の整備（花しょうぶPR）
- 花街道わしま・子供達と花壇の整備、集落花壇を巡るウォーキングロード
- 住雲園の整備、活用（建物と空き地、竹の子取り）
- 国道116号歩道・雑草等の環境整備

### まつり

- わしままつり、六夜祭り、納涼会・地域の祭り（おみこし作り・流し、盆踊り大会）
- カラオケ大会、飲み会

### 文化伝承

- 各地区の宝を知る、六夜祭りの保存

### 産業

- 地場産業起こし、遊休農地の利活用、田んぼのオーナー制度、農機具のシェア

### 交通

- 地域内の既存のマイクロバス利用

### 子供

- 放課後こども教室、子供達だけで安全に遊べる場所作り、児童館でもっと遊べる場

### その他・他の部会とのコラボ等

- (スポーツ)
- 小中学校との合同の、和島地域運動会  
(健康福祉)
  - 健康相談会

## 健康福祉部会

### 健康講座、勉強会、健康相談会

(健康相談)

- 心、栄養の健康会、健康体操映写会
- 高齢者健康相談会  
(体力維持)
- 体力維持の講師派遣
- 幼児や老人もできる体操講習会
- ウォーキング  
(メンタルヘルス)
- お笑い講座、笑いヨガ  
(食事)
- 食事づくり情報交換
- 生活習慣病予防の時短の料理作り
- 高齢者、若い方、子供さんのいる方、それぞれの食事に合った料理作り

### いきいきサロン

- いきいきサロンボランティアの情報交換会
- いきいきサロンの活動PR
- 男の人が参加したくなるようないきいきサロン

### 地域内交流

- 和島内を巡る、名所・店舗・イベント等を巡るスタンプラリー
- 季節ごとに門松等の手作り創作会、縄しばり講座、伝統料理を教えてもらう
- 季節行事、食事会、多世代交流(情報交換)、みんなで集まる場・サロン
- 食推委員と母推委員のコラボ

### 子供

- 小学生と一緒にフォークダンス
- 大人の仕事を子供達に伝える教室
- 親子でおやつ作り

### その他・他の部会とのコラボ等

- (スポーツ)
- グランドゴルフ交流会(多世代・他地域)
  - 他のコミセンとのスポーツ交流会  
(文化発表会)
  - 俳句・短歌・詩展、映像展・写真展  
(まつり)
  - 和島まつり、和島音頭、のど自慢、中澤卓也を呼ぶ



## 付属資料（5）和島地域コミュニティ協議会(仮称)規約(案)

### 和島地域コミュニティ協議会規約(案)

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「和島地域コミュニティ推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、  
目的とする。

(運営の理念)

第3条 協議会の運営は、  
により運営されなければならない。

(会員)

第4条 協議会会員は、  
をもって構成する。

(事業)

第5条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)   
に関すること。
- (2)   
に関すること。
- (3)   
に関すること。
- (4)   
に関すること。
- (5)   
に関すること。
- (6)   
に関すること。
- (7)   
に関すること。

#### 第2章 組織

(組織)

第6条 協議会の運営を円滑に行うため、運営委員会、企画・調整委員会及び広報委員を置く。

2 協議会の事業を推進するため、次に掲げる専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- (1) スポーツ部会
- (2) 文化部会
- (3) まちづくり部会
- (4) 健康福祉部会

#### 第3章 役員

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。この役員は運営委員会の正副会長を兼ねる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

### (役員の選任と任期)

- 第8条 役員の選出は、運営委員会の委員の中から互選で選任する。
- 2 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 前項の規定にかかわらず、役員は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでその職務を行うものとする。
  - 4 役員に欠員が生じた場合は補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員の職務)

- 第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

## 第4章 運営委員会

### (構成)

- 第10条 運営委員会は、第6条に定める各部会からそれぞれ1名選出された者その他、下記の役職にある者をもって構成する。

- (1) 和島小学校PTA会長
- (2) 北辰中学校PTA会長
- (3) 和島こども園保護者会会長
- (4) 和島小学校長
- (5) 北辰中学校長
- (6) 和島こども園長
- (7) 長岡市消防団和島方面隊長
- (8) 和島地区社会福祉協議会会長
- (9) .....
- (10) .....

### (任期)

- 第11条 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員は、任期満了後においても、後任の委員が就任するまでその職務を行うものとする。
- 3 運営委員に欠員が生じた場合は補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

- 第12条 運営委員会は、会長が招集し委員会の議長となり、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 協議会の事業の計画及び実施に関すること。
- (2) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (3) 協議会規約等の改正に関すること。
- (4) 前各号に掲げることのほか、必要と認められる事項

- 2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。

## 第5章 広報委員

### (構成及び任期)

- 第13条 広報委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 各専門部会 1名
- 2 広報委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。  
(広報委員の業務)
- 第14条 広報委員は、正副会長と連携しながら次に掲げる業務を行う。
- (1) コミュニティセンターだよりの発行に関するこ。
  - (2) 行事案内チラシ発行等コミュニティ事業の案内等に関するこ。
  - (3) 前2号に掲げることのほか、協議会の目的及び事業に関する広報全般に關すること。

- 第6章 企画・調整委員会  
(構成及び任期)
- 第13条 企画・調整委員会は、次の者をもって構成する。
- (1) 各専門部会 2名
- 2 企画・調整委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。  
(規格・調整委員会の業務)
- 第14条 企画・調整委員会は、正副会長と連携しながら次に掲げる業務を行う。
- (1) 部会テーマを横断する事業の企画の立案。
  - (2) 部会間の調整、運営委員会議案の作成。

- 第7章 専門部会  
(部会の構成)
- 第15条 部会は、次の者をもって構成する。
- (1) 和島地域の住民で、事業に協力しようとする者。
  - (2) 和島地域内で活動する各種団体の構成員。
  - (3) 部会長から推薦された者。
- (部会の役員)
- 第16条 部会に次の役員を置く。
- (1) 部会長 1名
  - (2) 副部会長 若干名
- 2 前項の役員は、部会の会員の中から互選により選任する。  
(部会の役員の任期)
- 第17条 部会の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでその職務を行うものとする。
  - 3 部会の役員に欠員が生じた場合は補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。
- (部会役員の職務)
- 第18条 部会役員の職務は、次のとおりとする。
- (1) 部会長は、部会を代表し、部会を統括する。
  - (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (部会の活動)
- 第19条 部会は協議会の目的及び事業に基づいて、次に掲げる活動を行う。
- (1) スポーツ部会 地域のスポーツ・生涯学習の振興に関すること。

- (2) 文化部会 地域の伝統・文化芸術・生涯学習の振興に関すること。
  - (3) まちづくり部会 地域の安心・安全な生活環境づくり、地域づくりに関するここと。
  - (4) 健康福祉部会 地域の健康の増進、福祉の向上、青少年の健全育成に関するここと。
- (部会の会議)

第20条 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となり、年間の事業計画案の策定及び具体的な実施方法を協議し、決定する。

- (1) 部会の事業の計画及び実施に関するここと。
- (2) 部会の運営に関するここと。
- (3) 前2号に掲げることのほか、必要と認められる事項

2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。

## 第8章 事務局

(事務局)

第21条 協議会の事務を円滑かつ適正に処理するため、事務局を「和島地域コミュニティセンター」内に置く。

- 2 事務局員は、本会の運営に必要な事務及び会計の処理にあたる。
- 3 事務局員は、コミュニティセンター長及びコミュニティセンター主事とする。

## 第9章 会計

(会計)

第22条 協議会の経費は、市補助金、活動に伴う収入、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第23条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第24条 協議会の会計の適正を期すため会計監査委員を置く。

- 2 会計監査委員は運営委員会以外の地域住民2名とし、運営委員会で選任する。
- 3 会計監査委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 会計監査委員は会計監査を行う。

## 第10章 雜則

(その他)

第25条 この規約に定めのない事項については、協議会の会長、副会長、及びコミュニティセンター長の合意により決定する。

(運営細則)

第26 条 この規約の施行に関し、運営細則を設けることができる。

## 附 則

この規約は、令和●年●月●日から施行する。

## 付属資料（6）和島地域コミュニティ検討委員会開催要領

### 長岡市和島地域コミュニティ検討委員会開催要領

#### (目的)

第1 本市は、和島地域におけるコミュニティ組織の構成及びコミュニティセンターの開設について検討するため、長岡市和島地域コミュニティ検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

#### (任務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 和島地域におけるコミュニティ組織に関する事項
- (2) 和島地域におけるコミュニティセンターの開設に関する事項
- (3) 和島地域におけるコミュニティセンターの運営に関する事項

#### (委員の構成)

第3 委員会は、各界各層及び長岡市民である15人以内の委員で構成する。

#### (任期)

第4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

#### (委員長委及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、又は欠けたときは、その職務を代行する。

#### (会議)

第6 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

#### (庶務)

第7 委員会の庶務は、和島支所地域振興・市民生活課において処理する。

#### (その他)

第8 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成31年3月12日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付属資料（7）和島地域コミュニティ検討委員会名簿

長岡市和島地域コミュニティ検討委員会名簿

No.	役職名	氏 名	職業・所属団体等	備 考
1	委員長	中 村 義 久	地域委員	
2	副委員長	菊 地 恵美子	よさこいサークル代表	
3	委員	佐々木 清	元集落区長	
4	委員	佐々木 理江子	カルチャー教室講師	
5	委員	早 川 昌 美	スポーツクラブ指導者	
6	委員	中 村 陽 子	民生委員・児童委員	
7	委員	平 澤 勝 司	スポーツ推進委員	
8	委員	早 川 亜由美	児童クラブ児童厚生員	
9	委員	久 住 博	交通安全協会会长	